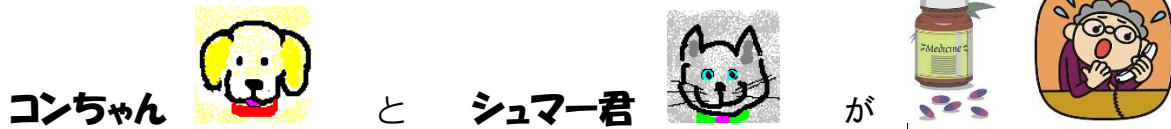


# 消費生活情報つうしん

発行：東近江市市民生活相談室

0748-24-5619 050-5801-5635

消費者（consumer・コンシューマー）の代表！？の



## クーリング・オフ についてお知らせします。

シュマー たいへんや。たいへんや！

コン どうしたの？シュマー君。

シュマー コンちゃん、そやかてたいへんなんや。昨日留守番してたらにゃ、電話がかかってきて「メリハリのあるボディを作りませんか」って言われたんだにゃあ。

コン なんだい？そのメリハリのあるボディって？

シュマー 僕もにゃ興味があって詳しく教えてもらたんや。そしたらな、飲むだけで理想の体型、スタイルになれるんやて。すごいにゃ。コンちゃんかて、スーパーモデルみたいになんや。

コン スーパーモデルだなんて照れちゃうな！

シュマー にゃっ！すごいやろ。今なら定価の30%引きなんやて。お金はコンビニでの後払いでいいんやて。

コン ウーン…でも、シュマー君、飲むだけでスタイルがよくなるなんて、変だよ。

シュマー え？！そうかにゃあ…

コン だって、それって痩せたいとか足が長くなりたいとか希望のところに飲んだ薬の効き目が出るってことでしょ。そんなにうまくいくわけないよ？

シュマー そう言われてみると、そうだにゃ。僕、注文してしもたもん。どうしようかにゃ。

コン それは困ったね。なんていう会社なの？

シュマー 聞いてないにゃあ。

コン そっかあ。昨日、急に相手から電話がかかってきたんだね。

シュマー うん。

コン それじゃあ、商品が届いたら、相手の名前がわかるから、クーリング・オフをしよう。

シュマー クーリング・オフってなんだにゃ。

コン 不意打ち的な契約をした場合など一定期間であれば、無条件で契約を解除、やめることができる制度だよ。

シュマー へえ〜。そんな便利な制度があるんだにゃ。

コン そうだよ。期間は取引によって違うんだけど今回のような訪問販売や、電話勧誘の場合は契約書を受け取った日から 8 日間だよ。おそらく、商品と一緒に契約書が送られてくるはずだよ。

シュマー ほな、商品が届いたら、そのクーリング・オフっちゅうのをしたらいいんだにゃ。どんな風に手続きすればいいのかにゃ。

コン クーリング・オフの通知は書面でするんだ。ハガキに契約を解除すること、契約した日と契約した内容や金額、それから契約した相手の名前や住所、契約した人の名前、住所と日付を書くんだ。そしてそのハガキの裏表のコピーをとって、簡易書留や特定記録郵便など記録が残る方法で契約した相手に出すんだ。クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも同時に出すんだよ。

シュマー わかった。そやけど、一人でできるかにゃ。

コン 心配なら、消費生活センターに相談するといいよ。

シュマー そうするにゃあ。コンちゃん、助けてくれてありがとうにゃ。

**相談やお問い合わせは 東近江市消費生活センターへ**



〒527-8527 東近江市八日市緑町 10-5 (市民生活相談室内)

◆ **相談専用電話 0748-24-5659 050-5801-5659**

◆ **相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00(土・日・祝祭日・年末年始は休み)**